

## 入札公告

国立大学法人山口大学において、下記のとおり長期借入金の借入について一般競争入札に付します。

### 記

1. 一般競争に付する事項  
山口ディープテック産業イノベ・リノベハブ整備事業に係る長期借入金
2. 借入金額  
金 100,000,000 円
3. 借入日  
令和 8 年 3 月 26 日 (木)
4. 借入の根拠法令及びその条項  
国立大学法人法第 33 条第 1 項及び国立大学法人法施行令第 8 条第 3 号ロ
5. 借入金の償還に関する事項
  - (1) 償還期間に関する事項  
償還開始日：令和 8 年 4 月 20 日 (月)  
償還完了日：令和 28 年 3 月 19 日 (月)  
(償還期間：20 年)
  - (2) 償還方法に関する事項  
償還開始日から毎月口座引落により元利均等による償還とする。
6. 融資方法について  
単独融資とする。
7. 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
  - (1) 入札参加者は、銀行、信用金庫等法令に基づき融資を行う者のうち、次の各号の条件を全て満たす者とする。
    - ① 法令に基づく業務の停止を受けていないこと。
    - ② 国が指定する格付け機関における長期債務格付けにおいて、A ランク以上の格付けを受けていること。ただし、保険会社にあつては、保険金支払能力格付けにおいて、A ランク以上の格付けを受けていること。長期債務格付け等は、格付け機関である (株) 格付投資情報センター、(株) 日本格付研究所、S & P グローバル・レーティング、フィッチレーティングスリミテッド、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクにおける格付けとする。
  - (2) 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があつた後 2 年を経過していない者 (代理人、支配人その他使用人として使用する者についてもまた同じ。) は、競争に参加する資格を有さない。
    - ① 公正な競争の執行を妨げた者又は不正な利益を得るために連合した者
    - ② 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
    - ③ 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
    - ④ その他、契約の履行に際し本学に損害を与えた者又は本学の信用を失墜させる行為のあつた者
    - ⑤ 前各号の一に該当する事実があつた後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
8. 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書及びに記載された「入札金利 (当初 10 年間の利率)」の最低利率をもって落札者とします。なお、利息計算の基礎となる利率は年利 0.001% 単位まで表示し、単位未満は切り捨てるものとします。

9. 入札の無効

本公告に示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者の入札書、及び指定の算出根拠（エビデンス等）や返済計画書（償還明細書）が添付されていない入札書は無効とする。

10. 落札者の決定方法

予定金利の制限の範囲内で、入札金利（当初10年間の利率）が最低となる有効な入札を行った入札者を落札者とします。なお、入札金利が同率の場合は、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

11. その他

(1) 本件の入札に関する必要事項については、入札説明書によるものとする。入札説明書は、本公告日以降に交付します。交付を希望される場合には下記にご連絡願います。

(2) 本件の問い合わせ先：国立大学法人山口大学  
財務部契約課調達第一係  
電話：083-933-5108  
メール：ke078@yamaguchi-u.ac.jp

令和8年2月6日

国立大学法人山口大学長

谷澤 幸生